

小学校国語科教育の今日的課題 (1)

—新学習指導要領にあらわれたメディア・リテラシーへの対応について—

金 戸 清 高

A Study of Japanese Class Teaching (1)

KANETO Kiyotaka

1. はじめに

2017年3月に告示された現行の小学校学習指導要領は、前回（2008年）の改訂に比べ、授業時数こそそれほどの増加はないものの、内容的には大きな変化があった。ちなみに総授業時数を細かく見ると以下ようになる。

2008年								
区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計	
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175	1,461
	社会			70	90	100	105	
	算数	136	175	175	175	175	175	
	理科			90	105	105	105	
	生活	102	105					
	音楽	68	70	60	60	50	50	
	図画工作	68	70	60	60	50	50	
	家庭					60	55	
	体育	102	105	105	105	90	90	
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35		
外国語活動の授業時数					35	35		
総合的な学習の時間			70	70	70	70		
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35		
総授業時数	850	910	945	980	980	980	5,645	

2017年(2020施行)								
区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計	
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175	1,461
	社会			70	90	100	105	
	算数	136	175	175	175	175	175	
	理科			90	105	105	105	
	生活	102	105					
	音楽	68	70	60	60	50	50	
	図画工作	68	70	60	60	50	50	
	家庭					60	55	
	体育	102	105	105	105	90	90	
外国語					70	70		
特別の教科である道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35		
外国語活動の授業時数			35	35				
総合的な学習の時間			70	70	70	70		
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35		
総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015	5,785	
						前年度比	+140	

上記の通り、総授業時数でいえば、「外国語活動」（第5～6学年）が第3～4学年にそのままの時間で降り、新たに「外国語」として第5～6学年の各70時間が加わった、+140時間の増加となっている

のみである。

しかしながら「外国語活動」の学年が下がったこと、また第5～6学年に「外国語」が加わったことは大きな変革ではある。加えて「道徳」が、時数こそ同じではあるが、「特別の教科である道徳」として、教科化されたことも大きい。「小学校学習指導要領解説」「総則編」によれば、理由は「教育基本法」第1条に謳われた「教育の目的」である「人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を養うことが」「これまで他教科に比べて軽んじられてきた」「道徳養育の使命である」こと。そして次に指摘されたのが、「いじめ」問題である。

いじめの問題に起因して、子供の心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じており、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、全ての子供を救うことが喫緊の課題となっている。

上記理由から2015年の学習指導要領の一部改正を経て今回の措置に到ったのであるが、何より今回の改訂の大きなポイントは、「子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成」するための「主体的・対話的で深い学び」を「①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理したことであった。

同「解説」の「(1)改訂の経緯」に言う。

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時

代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。(傍線引用者、以下同。)

続けて「こうした変化の一つとして、人工知能(AI)の飛躍的な進化を挙げることができる」とされている。2045年と言われるシンギュラリティ(技術的特異点)の到来に関しては様々な見解がとりざたされており、筆者もそれについては先稿で自説を述べたところである。¹しかしながら同「改訂の経緯」の次の一節に留意したい。

人工知能が自ら知識を概念的に理解し、思考し始めているとも言われ、雇用の在り方や学校において獲得する知識の意味にも大きな変化をもたらすのではないかとこの予測も示されている。／このことは同時に、人工知能がどれだけ進化したか思考できるようになったとしても、その思考の目的を与えたり、目的のよさ・正しさ・美しさを判断したりできるのは人間の最も大きな強みであるということの再認識につながっている。

このような指摘の背景には国立情報学研究所の新井紀子氏の意見が多分に繁栄されているとみられる。氏は2011年に「ロボットは東大に入れるか」という人工知能プロジェクトを立ち上げ、「AIに仕事を奪われないためには人間はどのような能力を持たなければならないか」を明らかにしようとしたという。現在「東ロボくん」は、東大には合格できないながらもMARCHや関関同立には合格できるところまで成長していると言われる。²それ故「改訂の経緯」は次のように続けられる。

このような時代にあつて、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められ

ている。

ここで指摘されている「様々な情報を見極め」ることが、これからの時代に最も必要とされていることではないか。所謂メディア・リテラシーの重要性は前学習指導要領以来の課題である。今回の改訂において、それがどのような進展ないし促進がなされたか、また小学校教育特に国語科の指導内容に「メディア・リテラシー」がどのように繁栄されているかを検証していく。

2. 小学校学習指導要領とメディア・リテラシー

文部科学省の委託を受けた専門家会議による「教科書の改善・充実に関する研究事業」³の報告書に、「基礎・基本となる学力を保証し、多様な学習活動を可能とする国語科教科書づくり」を基本理念とし、「これを実現するための具体的提言」の項目の中に「メディア・リテラシー教育の教材を改善・充実させる」ことが掲げられ、2008年版「小学校学習指導要領」(前要領)に沿った教科書はその主旨に沿って編集されたものである。総務省による定義によれば放送分野におけるメディア・リテラシーを「次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと」という。⁴

メディアを主体的に読み解く能力。

メディアにアクセスし、活用する能力。

メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的(インタラクティブ)コミュニケーション能力。

加えて重要なのは、メディアに対する批判的な理解ができる能力である。小学校学習指導要領におけるメディア・リテラシーについては、浅井和行氏による先行研究がある。⁵本稿におけるメディア・リテラシーの定義も氏の響みに倣い、「メディアについて批判的に理解し、メディアによって創造的に表現し、メディアを効果的に活用する能力」としておく。

「メディアについて」の「批判的」「理解」については昨今のテレビ等のマス・メディアによる誤報道やデータの改ざん等枚挙にいとまがないが、スマホ

等の普及により顕著となったのがSNSによるヘイト・スピーチやフェイクニュース等であろう。2016年4月、2度に亘った熊本地震において、動植物園のライオンが逃亡し街中を徘徊しているとの情報が流れ、熊本市動植物園には4月14日夜から翌日にかけて100本以上の電話による問い合わせがあったという。熊本県警によると投稿は1時間で20000件もリツイートされたという。⁶こうしたリツイートは危険を知らせるための善意によるものでもあったといわれるが、このような報道に多くの県民が惑わされたことも、学校教育におけるメディア・リテラシーの重要性を傍証するものであろう。

そもそも上記定義における「批判的」な理解は、学校教育法に定められたものでもある。すなわち「個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと」(51条「高等学校における教育の目標」より)である。これについて文科省による「社会の期待に応える教育改革の推進」(2012年6月4日)「社会構造の変化に対応するための初等中等教育システム改革」には、「社会構造の変化に対応できる強い人材の育成と『分厚い中間層』の復活」と「すべての子どもに、課題解決のために自ら考え判断・行動できる『社会を生き抜く力』を育成」の2項目を掲げ、これらを実現するため、多様な機会と現場の創意工夫を生かした、質の高い活力ある教育システムを構築「考える力(クリティカルシンキング)やコミュニケーション能力等の育成、体験的な学びに重点をおいた新学習指導要領等の着実な実施とフォローアップ」を指摘している。京都大学大学院教育学研究科の楠見孝氏は2012年9月の中央教育審議会高等学校教育委員会にて、「批判的思考について—これからの教育の方向性の提言—」⁷の中で、「学習指導要領は、教科ごとの『指導すべき事項(=履修すべき事項)』は定めている。しかし、教科を越えた『社会を生き抜く力』『考える力(クリティカルシンキング)』などの修得について、その修得すべき内容を定め、教育方法や評価法・単位卒業認定することは未解決の問題である」とし、「証拠に基づく論理的で偏りのない思考—多面的、客観的にとらえる」「内省的思考(リフレクション)—『相手を非難する』よりも、自分の思考を意識的に吟味する、メタ認知」「問題解決や判断を支えるジェネリック(汎用的)スキル」の3項目を掲げている。

試みに検索してみても現行の小学校学習指導要領からは「メディア・リテラシー」の文言は見当たらないが、情報教育に関する記述は各所にみられる。まずは項目のみ指摘しておくが「総則」「国語」「社会」「図画工作」「家庭」「体育」「外国語」「特別な教科 道徳」「外国語活動」「総合的な学習の時間」等であるが、ここでは「総則」と「国語」のみを取り上げることとする。以下は「総則」からの引用である。

各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。(第1章 総則 第2 教育課程の編成 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成(1))

各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。(第3 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(1))

第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動(同(1-3))

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。(同1-(7))

児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。(同2-(4))

次に「第2章 各教科 第1節 国語」の記述である。「第2 各学年の目標および内容」については1998年以来、小学校の6学年を〔第1学年及び第2学年〕〔第3学年および第4学年〕〔第5学年及び第6学年〕の3段階に分けて詳述されているが、この項目を整理してみると次のようになる。

〔知識及び技能〕

(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

〔第1学年及び第2学年〕

ア 共通、相違、事柄の順序など情報と情報との関係について理解すること。

〔第3学年および第4学年〕

ア 考えとそれを支える理由や事例、全体と中心など情報と情報との関係について理解すること。

〔第5学年及び第6学年〕

ア 原因と結果など情報と情報との関係について理解すること。

イ 情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し使うこと。

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

〔第3学年及び第4学年〕

オ 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。

〔思考力、判断力、表現力等〕

A 話すこと・聞くこと

〔第3学年及び第4学年〕

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 説明や報告など調べたことを話し、それらを聞いたりする活動。

イ 質問するなどして情報を集めたり、それらを発表したりする活動。

〔第5学年及び第6学年〕

(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 意見や提案など自分の考えを話したり、それらを聞いたりする活動。

イ インタビューなどをして必要な情報を集めたり、それらを発表したりする活動。

C 読むこと

〔第3学年及び第4学年〕

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ 学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。

〔第5学年及び第6学年〕

(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 事実と感想、意見などとの関係を叙述を基に押さえ、文章全体の構成を捉えて要旨を把握すること。

イ 登場人物の相互関係や心情などについて、描写を基に捉えること。

ウ 目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付けたり、論の進め方について考えたりすること。

学年が進むにつれて、学習の深まりが可視化されているのがわかる。次に「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の項目について記載する。

(1) 〔知識及び技能〕に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。

ウ 第3学年におけるローマ字の指導に当たっては、第5章総合的な学習の時間の第3の2の(3)に示す、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮

することとの関連が図られるようにすること。

(2) 第2の内容の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

文科省による「新学習指導要領のポイント」⁸によれば、「小・中・高等学校共通のポイント」として、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、「言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）等の学習の基盤となる資質・能力を育成すること」、「学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮」することが掲げられ、小学校においては、「文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成」するとし、「各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施すること」を明記したという。従来の国語科における文字の学習については各学年に割り当てられた「学年別漢字配当表」の他、1学年前半において平仮名、後半からは片仮名を学習、書写においては2学年からの毛筆学習の他、3学年からの「ローマ字」学習へと展開する。今回の改訂において、「外国語活動」が3学年に降りてきたことも無論、このローマ字学習に加わる重要な要素であることは間違いない。それに加え、特にこうしたローマ字学習が今後のICT教育の基本となっていくことから重要な意味合いをもつこととなった。

そもそも小学校教育においてICT、特にプログラミングが導入された契機は、OECD加盟国の生徒を対象とした「学習到達度調査」(PISA)の結果報告による。所謂1998年の「ゆとり教育」による学力低下の問題が指摘されて久しい。2008年度の指導要領改定の主旨はそこにあったといっても過言ではない。その契機がPISAによる学力テストに端を発したと多くの評家が指摘する。特に2003年の学習到達度調査で、日本は「読解力」が14位と低い水準だった。「数学的リテラシー」や「科学的リテラシー」では、日本は一位グループだったのに、なぜ言語的読解力だけが低いのか、と衝撃が走った。また2012年と15

年の調査結果については「小学校学習指導要領解説」の「2 国語科の改訂の趣旨及び要点」に詳しい。

PISA2012(平成24年実施)においては、読解力の平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなっているなどのが見られたが、PISA2015(平成27年実施)においては、読解力について、国際的には引き続き平均得点が高い上位グループに位置しているものの、前回調査と比較して平均得点が有意に低下していると分析がなされている。これは、調査の方式がコンピュータを用いたテスト(CBT)に全面移行する中で、子供たちが、紙ではないコンピュータ上の複数の画面から情報を取り出し、考察しながら解答することに慣れておらず、戸惑いがあったものと考えられるが、そうした影響に加えて、情報化の進展に伴い、特に子供にとって言葉を取り巻く環境が変化する中で、読解力に関して改善すべき課題が明らかとなったものと考えられる。

こうした状況から、小学校教育の中にICT教育が導入され、そのためのローマ字学習の意味合いがもたれることとなった。

ついでながら記しておくが「情報」に関する記載は「幼稚園教育要領」にも見られる。ICTの導入については小学校にとどまらない。環境を通して行われる幼児教育においてはVRよりも直接的な自然体験が重視されていることは言うまでもないことであるが、昨今幼児を取り巻く環境は大きく変化しており、幼児が直接自然を体験する機会が、特に都市部においては少なくなっている現状がある(文部科学省「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の方向性」⁹)。幼小連携の観点から、これも重要な事項として参考までに引用しておく。

幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。(第1章 総則 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 3. (5)社会生活との関わり」)

(6) 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼

児の体験との関連を考慮すること。(第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 3 指導計画の作成上の留意事項)

後の引用については、先述したように、幼児教育においては直接的な体験が重要視されることが視野におかれた指摘となっている。とはいえ身の回りに幾多の情報機器が存在するという現代の幼児を取り巻く状況を鑑み、幼児教育における情報機器の取扱いについては看過できない問題の一つではある。

3. 小学校国語科教科書における メディア・リテラシーの実際

今回小学校国語科教育におけるメディア・リテラシーについて調査していく中で、気になる記述を見つけた。「教科書の改善・充実に関する調査研究報告書(国語)ー平成18、19年度文部科学省委嘱事業『教科書の改善・充実に関する研究事業』ー」(前掲)の「第1章4.2.(2)メディア・リテラシー教育の教材を改善・充実させる」から引用する。

これまで「メディア・リテラシー」と言えば、一般には「読み書き能力」とか「情報識別能力」と言い換えられて、主にテレビや新聞などのメディアから送られてくる情報を批判的に読み解いていく能力のことと考えられてきた。つまり、文字と共に映像や音声として送られてくる情報の意味するところを批判的に読み解く能力を育成する教育が提唱されてきた。／このように考えられてきたメディア・リテラシー教育における「リテラシー」の実態は、文字であれ音声、映像であれ、それを読む(解釈)読み手、すなわち受け手主体の問題に多くの比重がかけられてきたことは否めない。／身近にある「メディア・リテラシー」関係の文献の大半がそのような実態を物語っており、これは問題である。／「メディア・リテラシー」とは本来、「読み書き能力」と呼ばれてきたはずである。にもかかわらず、「リテラシー」のもう一方の大切な要素である「書く能力」に関してはあまり取り上げられてきていない。「話す能力」、「聞く能力」に至っては全くと言ってよいほど欠落してしまっている。メディア・リテラシー教育が「音声を読む」という象徴的な意味を含んでいるとするなら、当然「話す・聞く能力(oracy)」

も一緒に取り上げていかなければならないはずである。／したがって、国語科教育の立場から「メディア・リテラシー」を問題にするとき、これらの「書く能力」と「話す、聞く能力」とは等分に取り上げられていなければならない。要するに、従来の「メディア・リテラシー教育」では専ら情報を読み解く能力を育成するための教育という印象が強すぎたのである。

引用が長きに亘ったが、ここで問題にされているのは、本来メディア・リテラシーについて国語科教育にて展開されなければならないのは「受け手主体」のものに限定されるべきでなく、「書く能力」と「話す、聞く能力」と等分にとりあげられなければならないということであり、至極もつともな指摘ではある。ただここで留意したいのは、「これは問題である」という強い語調の故に、「情報を批判的に読み解いていく能力」の育成が否定されたかの印象を抱かせる文面となっていることである。静かに読み取れば上記引用の主旨がメディア・リテラシーにおいて「情報を批判的に読み解く能力の育成を否定するものではないことは留意されねばならない。このことが国語科の教科書編集に少なからぬ影響を及ぼさないことを願う。

ここで実際の国語科教科書におけるメディア・リテラシーに関する教材の実態について考えてみたい。2020年度からの熊本県における国語科教科書の採択状況については「東京書籍」が熊本市、宇城、菊池地区で、「光村図書」が玉名、山鹿、阿蘇、上益城、八代、芦北、球磨、天草地区で採択されている。¹⁰採択されている地区の数では「光村」が圧倒的に多く、そのことは全国の採択状況でも同じことが指摘されるのだが、熊本県の小学校の数を調べると県の総数が349(2018年度)、内訳が熊本市が92、宇城が23、玉名が37、山鹿市が10、菊池が30、阿蘇が17、上益城が23、八代が27、芦北が18、球磨が30、天草が32(以上公立)、国立大学法人が熊本に1となる。上記出版社の採択数と比率は東京書籍が146校(48%)、光村図書が203校(52%)と拮抗している。記憶によれば東京書籍の採択は前回は熊本市と菊池のみであった。筆者が勤務する九州ルーテル学院大学における小学校課程を受講する学生は、殆どが熊本県内の出身で、学生たちの多くが東京書籍を採択した地区に実習に向かうため、「国語科教育法」における模擬授業および指導案は東京書籍の教科書を用いてい

る。

その東京書籍版の5年生の教科書であるが、旧要領に基づいた、2019年度まで使用されていた教科書に単元名「わたしたちとメディアとの関わりについて考えよう」教材名「テレビとの付き合い方」があった。筆者は佐藤^{つぎお}二雄氏で、出典は同名の書籍「テレビとのつきあい方」(1996年 岩波書店)に基づく書き下ろしとなっている。

「百聞は一見にしかず」ということわざがあります。
 <略>このことわざを現代流に言えば、人から百回聞くよりテレビで一回見るほうがはるかにわかりやすいというような意味になるでしょうか。<略>

わたしたちは、テレビのおかげで、世界中の出来事や動きを知ることができます。出来事のあらましかけを知って、実際様子は想像してみるというではありません。その場にいる人たちと同じように、現実の出来事や動きを映像で見ているのです。それどころか、映像が選ばれ整理されている分だけ、その場の人たち以上に様子を理解しているような気持ちになることさえあります。<略>

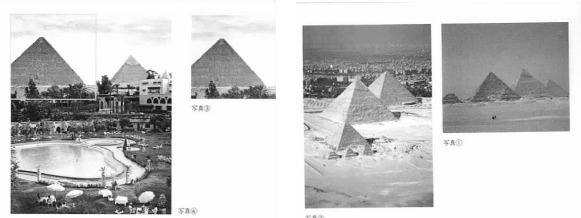
しかし、テレビの送り手が集め、選び、編集してとどける情報の数々は、実際の出来事にふくまれるぼうだいな量の情報のほんの一部です。テレビの送り手は、さまざまな出来事の中から、だれにでも受け入れてもらえそうな、そのごく一部をカメラで切り取っていただけです。何万倍もある報道されなかった事実の中には、報道された事実よりもっと重要な情報もたくさんあるでしょう。

このことを、分かりやすく図に表してみましよう。上の図(引用省略)の、黒くぬりつぶした部分だけをテレビカメラが切り取ります。すると、わたしたちは黒い部分が全てであるかのような錯覚におちいってしまいがちです。本当は、黒い部分よりもはるかに広い白い部分があるのに、その存在をわすれてしまうのです。<略>

テレビ番組の送り手に、白い部分をかくす意図はなくとも、わたしたちのほうが、伝えられる映像の外にある部分を、もう想像しようとしなくなっているのかもしれない。わたしたちは、白い部分があることをわすれないようにしながら、テレビと付き合う必要があるのではないのでしょうか。

再三、引用が長くなったがこの文章は子どもたち

にとっても、また教える教師にとっても重要なメッセージを送っている。指導書によればこの教材は「社会科におけるメディアの学習等とも関連づけて、身の回りの情報と自分との関わりについて考え」させるものとなっている。それはまた、文章を批判的に読む経験のない児童が「多面的に文章を読むことで、書かれている内容や筆者の考えをより良く理解するとともに、文章を批判的に読むことができることに気づかせ」るものでもあった。¹¹また本教材に続き「[資料] 写真の伝わり方」で、エジプトの「ギザのピラミッド」を撮った4枚の写真が紹介され、沙漠の中に建っているかのように見えるピラミッドが、実は市街地に隣接するものであるという映像を比較した物で、格好のメディア・リテラシーのための教材となっていた。

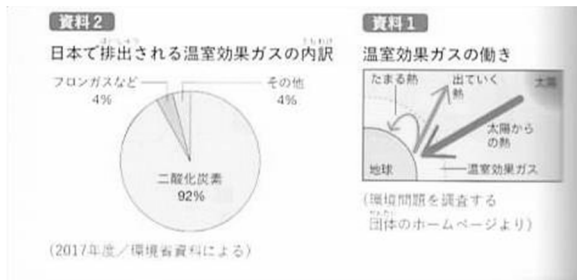


ところが2020年に改訂された現行の教科書では、この文章は取り上げられていない。現行のものには「書き手の意図を考えよう」「新聞記事を読み比べよう」が掲載されてるが、これは前半が新聞記事の構成と写真の役割の紹介であり、特に「写真の役割」



では「アップとロングのちがいがい」として印象の違いを認識させるものとなっているが、前教材のようなピラミッドの写真ほど強烈な印象を与える物ではない。

また教材後半に紹介される2つの新聞記事は、それぞれの観点の違いを比較するものであって、メディアを批判的に読み取ることを意図したものではない。なお5年生の教材には他に「環境問題について報告しよう」という教材が掲載されているが、これ



は2つの資料から地球温暖化現象について考えさせる文章である。学習内容として、「おさえる」欄に「図表を読む」と題し、「見出し、図表の中の語句、数値の単位、発行年、情報の出所などに気をつける」とあるがたとえば「資料1」の出典とされる「環境問題を調査する団体のホームページ」の信憑性までを疑うものではない。

因みに東京書籍のHPには現行教科書について、「学年別単元一覧」「領域別単元一覧」の他「文学・説明文教材一覧」が掲載されている。¹²領域別単元一覧からは「話すこと・聞くこと」「話す(情報活用)」では「すきなものはなあに」(1上)「小学校のことをしようかいしよう」(同下)、「ことばで絵をつたえよう」(2上)「すきな場しよを教えよう」(同下)、「外国のことをしようかいしよう」(3下)、「調べたことをほうこくしよう」(4下)、「資料を見て考えたことを話そう」(5)、「町の未来をえがこう」(6)となる。また「書くこと」「情報の使い方」では「いくつあつめられるかな」(2上)「くらべてみよう」(3上)「グループにまとめて整理しよう」(4上)「事実と考えを区別しよう」(5)「原因と結果に着目しよう」(6)が掲げられる。「読むこと」「読む(説明文)」「情報活用」では「いろいろなふね」(1下)「ビーバーの大工事」(2下)「パラリンピックが目指すもの」(3下)「くらしの中の和と洋」(4下)「和の文化を受けつぐ-和菓子をさぐる」(5)「町の幸福論-コミュニティデザインを考える」(6)とある。これらからいくつかを取り上げて見ると、三年上「調べて書こう、わたしのレポート」において「調べる方法のれい」として「インターネットで調べる」項目がある他、同下「パラリンピックについて調べよう」で、「パラリンピックについて、本やしりょうを読んで調べよう」という項目があるが、これについては「調べた本の題名や筆者の名前、出版社の名前、出版された年も書いておきましょう」と断られているが、インターネット検索については触れられていない。次に4年上では「表し方のちがいを考えよう」¹³「広告を読みくらべ

よう」において電子体温計の広告を例に、「同じ商品であっても、その商品を売ろうとする相手によって、ちがうものが作られる」ことが言及され、「広告を作った人の意図や目的を考え」る教材がある。更に4年下では「調べたことをほうこくしよう」の後に「キーボードの入力と漢字」を載せ、コンピューターでのキーボード入力についての注意を喚起している。

無論上記の事例のみを取り上げて、新要領に基づく教科書におけるメディア・リテラシーが、「メディアに対して批判的に理解」する能力を身につける目標が和らいだと結論づけるには早急かもしれない。しかし先に紹介したように文科省の国語教育におけるメディア・リテラシーが、『書く能力』と『話す、聞く能力』とは等分に取り上げられていかなければならない」という方向に移行した結果を受けての教科書会社の対応の結果ということではできるだろう。今後他の教科書教材も検証することにより、今回の教科書編集の傾向と課題についてより深めて行きたい。

注

- 1 金戸清高「幼児と言葉に関する試論(1)」『九州ルーテル学院大学紀要VISIO』第49号 2019年12月
- 2 新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』(東洋経済新報社2018年2月)他。尚本文には引用しなかったが明石要一氏「教えられること 教えられないこと」(さくら社2021年3月)、「文学界」2019年9月号の特集『文学なき国語教育』が危うい!」に収録された種々の論文にも大きな示唆を受けたことを付記しておく。
- 3 文部科学省「教科書の改善・充実に関する調査研究報告書(国語)一平成18、19年度文部科学省委嘱事業『教科書の改善・充実に関する研究事業』」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/suido/08073004.htm)
- 4 総務省「放送分野におけるメディア・リテラシー」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html
- 5 浅井和行「新学習指導要領におけるメディア・リテラシー教育の要素分析」『京都教育大学教育実践研究紀要』第11号2011年
- 6 2017年4月24日付「朝日新聞」記事「(災害大国)備える、デマ情報にも 熊本地震、善意の拡散で混乱」による。因みに記事の投稿した人物はその後7月20日に業務妨害の疑いで逮捕されたが、22日釈放、その後熊本地検は任意での捜査後、2017年3月21日付で不起訴処分とした。

- 7 2012年9月7日中央教育審議会高等学校教育部会「批判的思考について-これからの教育の方向性の提言-」
 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/siryo/_icsFiles/afieldfile/2012/09/20/1325670_03.pdf)
- 8 文科省「新学習指導要領のポイント」
 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/21/1416331_001.pdf)
- 9 文部科学省「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の方向性」
 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04102701/002.htm)
- 10 市町村立小学校使用教科書の採択状況(令和2～5年度使用)その①
 (https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/64393.pdf)
- 11 『新編新しい国語教師用指導書研究編』東京書籍2015年
- 12 東京書籍「国語」「各種資料のダウンロード」「各種資料」「領域別単元一覧」
 (https://www.tokyoshoseki.co.jp/textbook/e/1/487/)